

別記様式第 1 号（第 1 2 条関係）

受付番号	令和元年 第 2 号
受付日	令和元年 8 月 1 3 日
送付日	令和元年 8 月 1 3 日
答弁受理日	令和元年 8 月 2 7 日

文書質問書

四日市市議会基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	中川 雅晶
所管部局	教育委員会

【件名及び質問の要旨】

小中学校普通教室空調整備事業が 2020 年に供用開始予定で推進されています。これで、既設の特別教室と併せて市内全小中学校の教室の空調整備がなされます。

しかし、これらの空調整備事業の中には給食調理室は含まれていません。給食調理員の休憩室には空調整備がされていますが、調理衛生上及び労働衛生上適切な室温管理が必要な施設にも関わらず、空調整備事業の対象外とされています。

しかしながら、2018 年 3 月に策定した「四日市市中学校給食基本構想・基本計画」において、調理エリアの最適な室温状態を管理できる設備とするという基本的な考え方が明記されています。

給食調理員の労働環境は、特に夏季及び冬季は非常に過酷な労働環境であることは、以前より指摘されています。また、給食センターと各学校の給食調理室の環境に格差を生じさせてはならないと考えます。

そこで、給食調理室の空調整備事業の着手に関する意向及び考え方の見解を求めます。

また、給食調理員の採用に際し、勤務する学校に当該調理員の子どもが在籍している場合は、他の学校への勤務とする内規を適用されています。給食調理員と児童が頻繁に顔を合わせる機会は極めて少なく、そのことにより弊害が生じることも考えられず、時代に適していない内規を適用し続けることによる労働機会の損失の方が

大きく、早急に調理員採用の規定の見直しをするべきと考えますが、見解を求めます。

以上、2点についてご答弁くださいます様お願い致します。